

農林水第65号

監第269号

令和8年（2026年）7月30日

本庁各部筆頭課長
各広域本部長
各広域本部地域振興局長
県央広域本部農林部長
県央広域本部土木部長

} 様

農林水産政策課長
監 理 課 長

令和8年熊本地震の被災地域における建設工事等の適正な入札
及び契約について（通知）

このことについて、令和8年熊本地震により県内各地で甚大な被害が発生しており、一刻も早く復旧作業に取り掛かる必要があります。

今般、令和8年（2026年）7月29日付総行行第361号及び国不入企第9号により総務省自治行政局行政課長及び国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、緊急工事・緊急建設コンサルタント業務等委託の発注にあたっては、手続の透明性・公平性等に配慮しつつ、下記事項に留意の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び会計規則第95条第1項第4号の規定に基づく随意契約を適切に活用し、迅速な発注に努めていただくようお願いいたします。

記

- 1 発注にあたっては、事業担当課と予算措置について協議、調整のうえ執行すること。
- 2 発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設等の応急復旧事業や、孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧事業については、被害の最小化や至急の現状復旧の観点から、随意契約を適用することが可能であり、適宜これを活用すること。
- 3 2以外の当面の復旧事業については、早期の復旧・復興に向け、できる限り早く事業に着手する必要があることから、指名競争入札又は可能な限り手続きに要する期間を短縮した一般競争入札によることも可能であること。

- 4 被災地域では、調達環境の変化や作業条件の制約等により、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でない場合が考えられることから、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めること。

<参考>

○地方自治法施行令第167条の2

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

<略>

- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

○会計規則第95条

契約担当者は、随意契約によろうとするときは、2人以上から見積書を徴しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人から見積書を徴することができる。

<略>

- (4) 災害による場合又は別に定める修繕を行う場合で、緊急に施行する必要がある、他の者から見積書を徴するいとまがないとき。

<略>